

見附市教育委員会告示第 9 号

見附市保育園等における業務効率化推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市保育園等における業務効率化推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市保育園等における業務効率化推進事業補助金交付要綱（平成 2 8 年見附市教育委員会告示第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成 1 8 年法律第 7 7 号）」の次に「第 3 条第 1 項及び」を加え、「幼保連携型」を削る。

第 3 条中「ICT化推進等事業」の次に「（うち、保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究事業を除く）」（令和 5 年度補正予算分）を加え、「令和 4 年 1 月 2 4 日付子発 0 1 2 4 第 2 号」を「令和 6 年 2 月 1 日こ成保第 3 3 号」に改める。

別表を次のように改める。

	補助対象経費	端末導入を伴う 場合の基準額	端末導入を伴わな い場合の基準額
補助対象となる機能 A 保育にかかる計画、記録に関する機能 B 園児の登校及び降園の管理に関する機能 C 保護者との連絡に関する機能 D キャッシュレス決済に関する機能 上記機能のうち、導入する機能数に応じて基準額を定める。			
1 つの機能を有する システムを導入する 場合	ICTシステム導入 費用、リース料、 工事費、報償費、	7 0 万円	2 0 万円
2 つの機能を有する システムを導入する	旅費、需用費、役 務費、委託料、使	9 0 万円	4 0 万円

場合	用料及び賃借料、 備品費、負担金		
3つのシステムを有 するシステムを導入 する場合		1 1 0 万円	6 0 万円
4つのシステムを有 するシステムを導入 する場合		1 3 0 万円	8 0 万円

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市保育園等における業務効率化推進事業補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。